

# 東京の「匠の町」で ものづくりにチャレンジ! 伝統工芸技術の継承者を募集

ものづくりの町荒川区が、全国から伝統工芸技術の継承者を募集します。

隅田川に囲まれた下町の荒川区は、東京23区の北東に位置する町で、江戸時代から伝えられてきた技術(伝統工芸技術)を持つ職人が、たくさん活躍しています。

伝統工芸技術は、荒川区が誇る文化財であり、協力しあって大切に守っています。

荒川区に伝えられてきた江戸の伝統や文化を未来に伝えるために、伝統工芸に関心がある若者、職人への弟子入りを希望する若者をサポートするのが「荒川の匠育成事業」(荒川区伝統工芸技術継承者育成支援事業)です。



たくみ  
匠の町、荒川区



新しさと懐かしさが同居している東京の下町、荒川区。江戸時代から伝えられてきた技術をもつ職人（=匠）が町のあちこちに住んでいます。荒川区は、ものづくりの町、匠の町として知られています。

江戸時代の荒川区には、日光街道の宿場町「千住宿」がありました。ととにもぎやかな町で、ろうそく屋、足袋屋、大工、下駄屋、染物屋、鍛冶屋、石工といった職人が多く住んでいました。また、農業の合間をぬって、大名屋敷の庭の手入れをする植木屋、胡粉（白い絵の具）、紙作りなどのもの作りに関わる人たちもたくさん住んでいました。明治時代になって、ヨーロッパやアメリカの暮らしぶりがどんどん入ってきてからも、時代の移り変わりの波を乗り越えて技術は伝えられました。

現在、区内には、木材を加工して和風の家具を作る指物や桐たんす製造などの技術、浮世絵の版画を作る技術、雛人形を作る技術、銀や銅の板をたたいて急須や皿などの食器を作る鍛金の技術、提灯文字・寄席文字・勘亭流文字といった江戸のデザイン文字を書く技術など、職種はバラエティーに富んでいます。これらの伝統工芸技術は、未来に伝えなければならない、荒川区の貴重な文化財として大切に守られています。



勘亭流文字の作品

## 「荒川の匠育成事業」のあらまし

### (1) ステップ1～職人見習い～について 〈荒川区伝統工芸技術短期現場実習支援事業〉

伝統工芸技術の職人のもとで、職人見習いとして短期の現場実習を行います。その間、荒川区から研修手当が支払われます。ステップ1を終了し、引き続き職人のもとで修業を希望する方は、審査の後に、「ステップ2～弟子入り修業～」へ進むことができます。

- 〈期間〉 3ヶ月間
- 〈現場実習の対象者 (= 現場実習者)〉 義務教育終了以上(中学・高校・大学等卒業予定者を含む)の30歳くらいまでの方で、将来、荒川区内に住み、伝統工芸の職人となる意思のある方。
- 〈指導する職人〉 伝統工芸技術を持つ職人(伝統工芸技術保持者)  
荒川区文化財保護条例に基づく荒川区登録・指定無形文化財(工芸技術)保持者、または文化財保護奨励団体の構成員で伝統工芸技術を有する職人の方。
- 〈補助金〉 ●現場実習者への研修手当 3千円/日(上限6万円/月)

### (2) ステップ2～弟子入り修業～について 〈荒川区伝統工芸技術新規継承者育成支援事業〉

基本的に、ステップ1を終了した方を対象とします。伝統工芸技術を持つ職人のもとに弟子入りして、本格的に修業を行います。その間、荒川区から研修手当等が支払われます。

- 〈期間〉 3年(最長6年まで)
- 〈本格的修業の対象者 (= 新規継承者)〉 ステップ1終了後に、引き続き職人のもとで修業を希望する方、またはすでに荒川区内の伝統工芸技術の職人のもとで修業を始めて6年以内の方で、基本的に、将来3年以上荒川区内に住み、伝統工芸の職人になる意思のある方。
- 〈指導する職人〉 同上
- 〈補助金〉 ●新規継承者への研修手当 5千円/日(上限10万円/月)  
●継承者への家賃補助(荒川区外に住む方が荒川区内に住んだ場合) 上限3万円/月

### (3) ステップ3～若手職人の作品展示会～

本事業で技術を修得した方の作品展示会を実施して、その成果を公開するとともに独立への契機とします。

# 心と技を未来に伝える「荒川の匠育成事業」



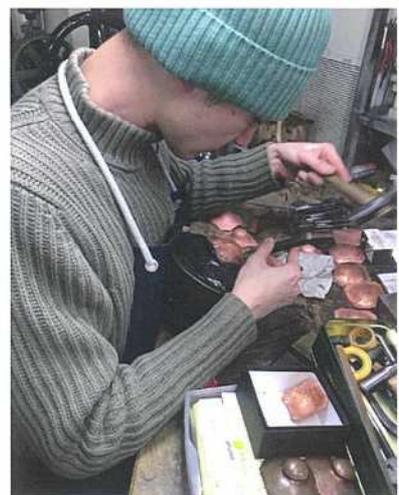
## 伝統工芸技術の職人たち

荒川区では伝統工芸技術を持つ職人を、区の登録・指定無形文化財（工芸技術）保持者として認定しています。



## あらかわの伝統技術展

昭和56年3月から続く職人の祭典「あらかわの伝統技術展」。区内外の職人が集まり、その技術を披露します。



## 修業に励む若手職人たち

〈申込みについて〉 募集等の詳細につきましては、下記までお問い合わせください。  
(<https://www.city.arakawa.tokyo.jp/a016/bunkageijutsu/dento/takumilkusei.html>)



〈問 合 せ 先〉 荒川区立荒川ふるさと文化館（月曜休館、月曜祝日の場合は翌日休館）  
〒116-0003 東京都荒川区南千住 6-63-1  
電話 03 (3807) 9234 FAX 03 (3803) 7744

# 令和5年度 ステップ1～職人見習い～ 〈荒川区伝統工芸技術短期現場実習支援事業〉 募集要項

荒川区内で伝統工芸技術を持つ職人のもとで、職人見習いとして短期の現場実習を行います。実習を行うことで、職人の世界の厳しさや楽しさを感じてもらいます。また、伝統工芸技術に対してさらに関心を持ってもらうと同時に、職人になることの意味を固める期間とします。

なお、ステップ1終了後、引き続き職人のもとで修業を希望する方は、審査を経て、「ステップ2～弟子入り修業～（伝統工芸技術新規継承者育成支援事業）」へ進むことができます。

## (1) 実習を受け入れる職人と条件など

職人名	技術名等	募集人数	実習時間
なかむら やすひと 中村 泰士さん	かんていりゅうもじ よせもじ えどもじ 勘亭流文字・寄席文字・江戸文字  ※歌舞伎に用いられる勘亭流文字。 寄席に用いられる寄席文字。千社 札等を書く江戸文字。それぞれの 用途によって書き分ける技術。	1名	応相談
おがわ のぶと 小川 信人さん	もくはんがすり 木版画摺  ※版材に木を使った凸版印刷。文字 や絵を板木に逆文字で彫り込んだ版 面に、墨・顔料を塗って用紙をあて て摺り上げる技術。	1名	9:00～17:00
よしだ ひとし 吉田 一司さん	がくぶち 額縁  ※飾る絵画などに合わせて額縁を企 画・デザインし、製作する。額縁 の木地製作、塗りや箔押し等の仕 上げを行う技術。 ひとつの工房で全てを行う。	1名	8:00～17:00
たむら なおこ 田村 尚子さん	ちようきん 彫金  ※鑿（たがね）で金・銀・銅等に文様 を彫ったり透かしたり、他の金属 を嵌めるなどして香合・香炉や装 身具を製作する技術。	1名	10:00～18:00

※実習時間については、目安です。実際の実習時間は、職人と相談の上、決定します。

## (2) 事業内容

荒川区内で伝統工芸技術の修得を希望する方に、実際に職人のもとで、3か月間の短期現場実習を実施します。

## (3) 実習期間

令和6年1月～3月 ※実習終了後、審査を経て正式な弟子入り修業に進みます。

## (4) 応募できる方

義務教育終了以上（中学・高校・大学等卒業予定者を含む）の30歳くらいまでの方で、将来、荒川区内に住み、伝統工芸の職人となる意思がある方。また上記期間中、1か月のうち10日以上の実習を受けることができる方。

## (5) 応募受付期間

令和5年8月1日（火）～9月30日（土）午後5時必着

## (6) 応募方法

所定の申込み用紙と履歴書（様式は自由）を、下記の申込先へ持参又は郵送して下さい。

※月曜日、第2木曜日は休館日。月曜日が祝日の場合は、翌日が休館日。

※申込み受付時間は、午前9時から午後5時までです。

※FAX・メールでの応募は受け付けません。

※申込み用紙は、荒川ふるさと文化館、荒川区役所3階生涯学習課でも配布しています。ホームページからもダウンロードできます。



(<https://www.city.arakawa.tokyo.jp/a016/bunkageijutsu/dento/takumiikusei.html>)

## (7) 選考方法

書類選考後、結果を書面で通知します（10月予定）。書類選考を通った方は、希望する職人との面接を実施し合否を決定します。

## (8) 荒川区からの補助内容

研修手当て 1日あたり3千円（1か月あたり6万円を上限）

※1日あたり4時間、1か月あたり10日以上の実習を行うことが前提です。

※実習日数に応じ、指導する職人を通して支払われます。

## (9) その他

8月1日号のあらかわ区報に募集の記事を掲載していますので、あわせてご覧下さい。なお、あらかわ区報は、荒川区のホームページ（<http://www.city.arakawa.tokyo.jp/>）からご覧になれます。応募用紙を持参する場合は、事前に連絡して下さい。

### 申込み・問合せ先

荒川区立荒川ふるさと文化館（月曜休館、月曜祝日の場合は翌日休館）

〒116-0003 東京都荒川区南千住 6-63-1

TEL 03（3807）9234

FAX 03（3803）7744